

助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定

平19. 11. 20 制定

- 第1条 助産専門職大学院認証評価手続規則第13条に基づき、この規定を定める。
- 第2条 助産専門職大学院認証評価手数料は、3,500,000円とする。
但し、評価手数料に消費税分を上乗せした額である。
- 第3条 評価手数料は、認証評価を受ける年度の4月末日までに納入しなければならない。
- 第4条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。

附 則

この規定は、平成19年11月20日を制定日とし、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日を施行日とする。